渡田山王町地区 地区防災まちづくり計画

◆地区防災まちづくり計画とは

【特徴】

- ○このまちの良い点と問題点を共有して、災害時のまちの安全性を高めるため、まち歩きやワークショップを通じて、地域のみんなで考えて作った計画です。
- ○地域防災力をみんなで向上させるために、まちぐるみで実践することが必要な取組を、自助・ 共助・公助に分けて整理し、渡田山王町地区の特性に応じた 5 つのアクションプランとして とりまとめています。

【役割】

○この計画をもとに地域のみんなで目標を共有し、地域の現状や災害の危険性、必要となる取組、各自の役割を確認して、着実に推進していきます。また、実践した効果検証をみんなで行います。

◆地区の現況・課題

○まち歩きによる現況調査や検討を行い、このまちの現況・課題を整理しました。

我が身の安全確保

■自宅内が危険

- ・古い木造の建物が多い
- 古い空き家がある
- ・固定されていない家具の下敷きになるかもしれない



情報収集

■必要な情報がすぐ入手できない可能性がある

- ・地区内に公衆電話がない
- ・防災無線が聞き取りにくい

必要な情報

• 1

その他

■初動対応の準備ができていない

- ・老朽化した住宅が密集しているところでは、火災が 発生したときに延焼の心配がある
- ・違法駐車があると消防車が入れない
- ・ゴミ出しのマナーが悪く、収集されずに溜まっていることが多い、集積所は火がつくと危険
- ・消火栓が多いが目立たないものが多い、消火ホースキットがないため住民単独で使用できない

避難

■安全な避難路がわからない

- ・幅員が狭く車の通行や避難に支障のある道や行き止まりがある
- ・ブロック塀は鉄筋が入っていないものや傾いている もの・支えがないもの・古いもの・高さがあるもの が多く、倒壊した場合に道を塞ぐ可能性がある
- ・舗装されていない砂利道があり、避難時に支障があ る
- 電柱が傾いているところがある
- ・高圧線や鉄塔は切れたり倒れたりすると危険
- ・公道に花壇がはみ出しているところがある。
- ・路上駐車や違法駐輪が多い(特に渡田山王町公園の 周囲)





■避難するにも他人の助けが必要な人がいる

- ・若い世代の町会加入者が少ない、活動参加者や交流 機会も少ない
- ・ワンルームのアパートやマンションが増えており、 誰が住んでいるか分からない、知り合いになるチャンスがない
- ・地域には寝たきりの方も多い
- ・見守りが必要な方の個人情報は取り扱いが難しい

◆地区防災まちづくりの目標



- ①災害が起こっても被害が少ない「防災上安全なまち」をつくる
- ②住環境や地域のマナーを守り「みんなが暮らしやすいまち」をつくる
- ③ご近所・多世代がつながって「みんなで協力して助け合えるまち」にする

◆地区防災まちづくりの方向性

- ①災害が起こっても被害が少ない「防災上安全なまち」をつくる
 - ・災害時に自分の身を守り、家族の安全を確保し、共助の活動ができるように、まずは家や 家具の下敷きにならない安全な家づくりを目指します。
 - ・空地や頑丈な建物などの誰でも身近な場所に避難できるように、避難場所の確保や避難路 の安全化を目指します。
- ②住環境や地域のマナーを守り「みんなが暮らしやすいまち」をつくる
- ・歩きやすい道や緑の多い住環境など、普段の暮らしやすさの視点を取り入れた防災まちづくりを目指します。
- ③ご近所・多世代がつながって「みんなで協力して助け合えるまち」にする
 - ・迅速に初期消火ができるように、消火器材や消火体制を整えることを目指します。
 - ・いざというときにご近所で連携できるよう、日ごろから地域内や世代間の交流や情報交換 を活性化し、多世代で協力して、安否確認や救出活動を行えるような仕組みづくりを目指 します。

◆地区防災まちづくりアクションプラン

防災まちづくりを進めるために、災害時の心配ごとの解消に向けた取組を5つのアクションプランとしてとりまとめ、実行していきます。

アクション 1 **安全な家づくり** (目標・方向性①)



安全な道づくりと

避難場所の確保

(目標・方向性①②)

アクション2

アクション3

被害を抑える設備や 応急対応のための 資器材を整える

(目標・方向性③)

アクション 5 **安全・安心な まちのルールづくり**

白性②(目標・方向性①②③)

アクション4

防災意識を高め、 助け合いの輪を広げる

(目標・方向性①③)









【目標の実現に向けた5つのアクション】

それぞれの取組には、住民一人ひとりや各家庭で取り組むもの、地域で協力して推進す るもの、行政と協力し合って取り組む必要があるものがあります

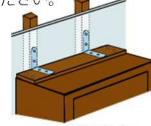
アクション1【安全な家づくり】

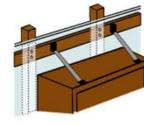
災害時に自分の身を守り、家族の安全を確保し、周辺の安否確認を行うためには、まずは家 や家具の下敷きにならないように自宅の安全対策をすることが必要です。地域で取組の必要 性を働きかけ、各家庭で自宅の安全化を推進することで、耐震化や家具転倒防止対策を行って いる世帯の増加を目指します。

- ●◆自宅が古い場合(築35年以上)は耐震診断を行い、危険な場合は耐震化を行う
- ●◆自宅内の家具の転倒防止を行う
- 自宅のガラスの飛散防止対策を行う
- ■◆耐震化の補助制度を活用しやすいように町会で手続きをサポートする
- 各家庭で家の中を安全にする取組(家具転倒防止対策など)を行うよう町会で普及・ 啓発活動を行う

▶ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建物は、現在の耐震基準を満たしていない可能性 があります。まずは、耐震診断を行ってください。











木造住宅耐震診断士派遣制度・耐震改修助成制度(防災まちづくり推進課 044-200-3017) 旧耐震基準の木造住宅の耐震診断を行うために、診断士派遣を無料で受けられま す。また、耐震性が低い場合に、耐震工事費用の一部に助成を受けられます。

マンション無料予備診断・耐震診断、耐震工事助成(防災まちづくり推進課 044-200-3017) 旧耐震基準の分譲マンションの無料予備診断、耐震診断及び耐震改修工事費用の 一部に助成を受けられます。

家具転倒防止金具取付事業(地域包括ケア推進室 044-200-2628)

高齢世帯や障害者世帯等であれば、家具転倒防止金具の取付が無料で受けられます。

<凡例>

- 一人ひとりの取組
- …住民一人ひとりや各家庭で推進する取組
- 地域で協力する取組 …町内会や隣近所、学校、事業所などが協力して推進する取組
- ◆ 行政と協力する取組 …市の助成制度や仕組みを活用して推進する取組

アクション2【安全な道づくりと避難場所の確保】



災害時でも安全に避難できるように、避難路の安全化や一時的に活用できる避難場所の確保 が必要です。地域のみんなで協力しながら、道路沿いのブロック塀など避難の支障となるもの を減らし、安全な避難路や身近な一時集合場所の増加を目指します。

- ●■現在有効な避難経路を防災お役立ちマップで周知し、各家庭で確認する
- ●◆避難経路沿道の建物を耐震化して安全にする(→アクション1)
- ●◆避難経路沿道の危険なブロック塀を撤去して、フェンスまたは生垣化して安全にする
- 避難路を確保するため、道路や通り抜けのできる場所に物を置かない
- 災害時に一時的な活用をしたい空き地や駐車場、高いビルの所有者に協力を依頼し、 災害時の一時的な活用に対する協定を結ぶ
- ■◆舗装されていない道路は、安全に避難できるように、助成金を活用して舗装する
- ▶ 安全な道づくりを積極的に行う道路は、「防災まちづくり方針マップ」(7,8ページ)で ご確認ください。





生垣づくり助成事業(みどり・多摩川協働推進課 044-200-2380)

公共性があると認められる場所で、生垣を新設する場合又はブロック塀を撤去して生垣を 設置する場合に、必要な費用の一部に助成が受けられます。

私道舗装助成制度(施設維持課 044-200-2819)

私道の舗装整備工事等に必要な費用の一部に助成が受けられます。

アクション3【被害を抑える設備や応急対応のための資器材を整える】

災害時の被害を減らすためには、火災の発生や延焼を予防する設備が必要です。各家庭で 通電火災の予防策を取るとともに、初期消火などの応急活動を行う資器材とそれをすぐに使 える環境を整え、資器材を使える人材も増やすことが必要です。事前の対策と応急対応の準 備のバランスをとりながら対策を広げていくことを目指します。

- 震災時の通電火災を予防するため各家庭で感震ブレーカーを設置する
- ●■◆地域で使える消火器を増やすため、各家庭や町会で消火器を配備して設置場所を工 夫する
- ■◆町内会で資器材の保管場所を確保して、防災倉庫を購入する
- ■◆町内会で市の助成制度を活用して消火ホースキットを購入し、使い方と保管場所を周 知する
- ■◆町内会で資器材操作の講習・訓練を行う



消火ホースキット



自主防災組織活動助成金(危機管理部地域連携担当 044-200-1432)

自主防災組織が行う防災訓練や啓発活動に対して助成が受けられます。

自主防災組織防災資器材購入補助金(危機管理部地域連携担当 044-200-1432)

自主防災組織が防災資器材を購入する場合に、必要な費用の一部に助成が受けられます。

<凡例>

- 一人ひとりの取組 …住民一人ひとりや各家庭で推進する取組
- 地域で協力する取組 …町内会や隣近所、学校、事業所などが協力して推進する取組
- ◆ 行政と協力する取組 …市の助成制度や仕組みを活用して推進する取組

アクション4【防災意識を高め、助け合いの輪を広げる】

災害時に迅速な応急対応を行うためには、日頃からご近所・地域での関係づくりを進める ことが重要です。多世代のネットワークをつくり、災害時の地域の機動力向上を目指します。

- あいさつ運動で、隣近所や新規住民と日常生活の話ができる関係づくりを行う
- 災害時の安否確認の体制と町内会共通の目印を使った安否確認方法を決めておく
- 安否確認の体制に沿った訓練を繰り返し行う
- 町内会の役割や活動内容のチラシ等を配布して、広く地区内の住民に周知し活動の協 力者を増やす
- 町内会の行事に多世代が参加できるように、呼びかけと親子で参加できる防災企画の 工夫を行う
- ■◆防災無線の聞こえ方の改善を市に申し出る



アクション5【安全・安心なまちのルールづくり】

目標に掲げるまちの将来像を共有し、まちづくりを進めるためには、その目的に合った地 域のルールを定めることも有効です。

「地区防災まちづくり計画」や「防災まちづくり宣言」に基づいて取り組みを進める中で、 地域共通のルールが必要なことについては、地域のみんなの意見を聞きながら、行政と協力 し合って検討していきます。

- ■◆地域共通のルールの必要性について検討し、ルールをつくる場合は地域のみなさんの 合意を得る(塀の設置の仕方、建替えを行う際に協力してほしいことなど)
- ■◆防災まちづくり宣言や地域のルールを普及するため、活用可能な市の助成制度と合わる。 せて地区内の住民や事業者に周知する
- ■◆防災まちづくり宣言や地域のルールを普及するため、勉強会を開催する

◆防災まちづくり方針マップ

検討を進めるアクション

(アクション1・2) 地区内の主要な避難経路と して、安全なみちにして 【沿道の建物の耐震化・不燃化 いきたい道路 を進める】 主要な避難経路を補う道路 【危険なブロック塀を改善する】 として、より安全性を高め 【道路を拡げる】 たい道路 など 災害時に一時避難場所とな る駐車場や空き地を設けた (アクション2) いエリア 防災資機材等を設置したい (アクション3) 候補地

現況

避難上、京町小学校まで安全と思われる経路 (幅員6m以上)

幅員4m以上の道路

(※渡田山王町町内会の皆さん の避難所は**京町小学校**です 学校(避難所)

一時避難場所

駐車場・空き地等

防火水槽

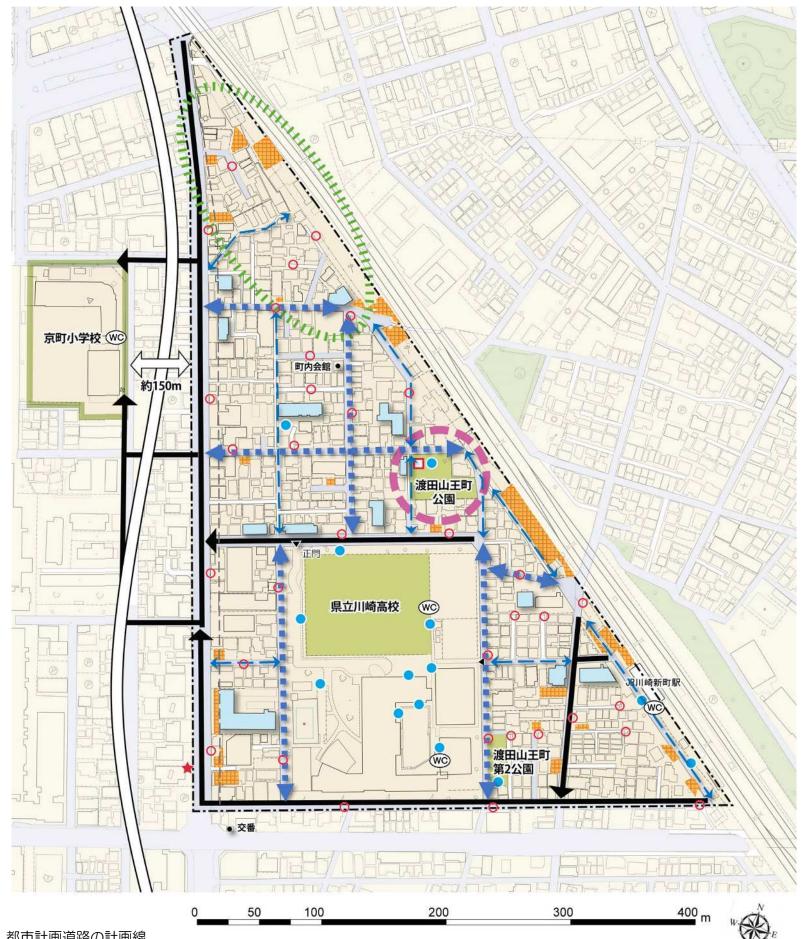
消火栓

水道•井戸

トイレ

公衆電話

一時緊急避難所(水害時)



都市計画道路の計画線